

多様な働き方推進事業者 認定チェックリスト

認定項目①～⑩のうち3つ以上に☒がつくと認定の可能性あります。

- ☐ **① 法令遵守、規則・計画の整備、「みんなのキャリアの保健室」への登録** ☒【全て】
- ☐ 労働基準法や育児・介護休業法の労働関係法令に違反する重大な事実が過去3年以内でない。
 - ☐ 育児・介護休業法を遵守した就業規則を整備している、または10人未満雇用事業者である。
 - ☐ 次世代法・女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画を策定している、または100人以下雇用事業者である。
 - ☐ 「みんなのキャリアの保健室」事業者登録に登録している。※申請中を含む
- ☐ **② 男女が共に仕事と育児・介護を両立できる**
- ☐ 育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児や介護の短時間勤務のいずれかの利用実績がある。※過去5年以内
- ☐ **③ テレワークやフレックスタイムなど独自の取り組みを導入している** ☒【1つ以上】
- ☐ 法を上回る制度がある。（育児休業、介護休業、育児のための短時間勤務）のいずれか。
 - ☐ 始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ ☐ 柔軟な働き方（勤務間インターバル、フレックス、テレワーク）
 - ☐ 託児環境の整備 ☐ 有給での子の看護休暇または介護休暇
 - ☐ 限定正社員制度 ☐ 出産退職者、介護離職者等の復職・再雇用制度
- ☐ **④ 出産後復帰して1年以上継続して働いている従業員がいる** ※過去5年以内
おおむね50%以上の実績がある。※出産した女性がない場合は介護休業した従業員の仕事復帰率
- ☐ **⑤ 女性管理職が活躍している**
管理職全体のうち、女性管理職の割合がおおむね24%以上または業種別平均を上回る。
- ☐ **⑥ ライフステージに応じたキャリア形成を支える職場づくりをしている** ☒【2つ以上】
- ☐ 時間単位の有給休暇制度 ☐ パートタイム労働者等からの正社員への転換制度
 - ☐ 妻出産時や学校行事参加のためなどの特別休暇制度 ☐ ノー残業デーの実施 ☐ 選択的週休3日制導入
 - ☐ 働き方の見直しや女性のキャリア形成につながる研修制度 ☐ 副業・兼業の許可制度導入 ☐ その他独自の取組
- ☐ **⑦ 働き方に対する取組を表明している** ☒【1つ以上】
- ☐ 社内報、社内インフラネット、掲示、回覧や社内メールへの掲載 ☐ 経営方針、求人票やホームページへの掲載
 - ☐ 各種制度周知のためのハンドブック等の作成 ☐ くるみん、えるほし認定の取得
- ☐ **⑧ 男性従業員の育児休業等の取得が定着している** ☒【1つ以上】※過去5年以内
- ☐ 男性従業員で育児休業（出生時育児休業を含む）の連続5日以上取得者がいる。
 - ☐ 男性従業員で育児を理由とした休暇（年次有給休暇を除く）の連続5日以上取得者がいる。
 - ☐ 男性従業員で育児のための短時間勤務制度利用者がいる。
- ☐ **⑨ 働き方改革を積極的に進めている** ☒【1つ以上】
- ☐ 月平均残業時間が業種別平均を下回る。または過去2か年比で10%以上削減している。
 - ☐ 有給休暇の取得率が業種別平均を上回る。または10日以上付与された従業員全員が年5日を超えて取得している。
- ☐ **⑩ 従業員が長く働き続けている** ☒【1つ以上】
- ☐ 離職率 ☐ 新卒者の3年目までの離職率 ☐ 勤続年数 のいずれかが平均より良い
- ☐ **⑪ 旭川市子ども・女性・若者未来部が実施する事業の利用実績がある** ☒【1つ以上】
- ☐ みんなのキャリアの保健室セミナー ☐ 多様な働き方セミナー ※過去1年以内
 - ☐ その他、旭川市子ども・女性・若者未来部女性・若者応援課（旧女性活躍推進課事業も含む）が実施する事業

まずは、こちらに登録！

「みんなのキャリアの保健室」事業者登録

詳細はコチラ

